

安心して
ホール
インワンを
狙って!

PPIHグループご退職の皆さまへ

2025年版
2024年12月作成

団体ゴルフアー保険のご案内

ゴルフアー賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険 団体割引20%適用

こんな場合に補償します。 ※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、
「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方) ご本人

ゴルフアー賠償責任補償 国内外で補償

ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の
身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を
負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。(示談
交渉サービス付き)

※ゴルフアー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方
の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

保険会社による示談交渉サービス付きなので安心

※示談交渉サービス

引受保険会社が被保険者に代わって、被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行います。損害
賠償金の額の決定などの交渉に対する不安を軽減します(日本国内で発生した賠償事故に限りです)。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を
依頼することがあります。

ホールインワン・アルバトロス費用補償 国内外で補償

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の
9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(注)したものに限りです。

①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など

ご注意

キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。
ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。

・公式競技において、上記1または2のいずれかの目撃(注)がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

(注)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。



ゴルフ用品補償 国内外で補償

ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難(注) ②ゴルフクラブの破損または曲損

(注)ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。 ※お支払いする保険金の総額は保険期間を通じて保険金額が限度となります。追加保険料をお支払いいただいても、元の保険金額に還元させることはできません。

ゴルフアー傷害補償 国内外で補償

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習・競技または指導中に偶然な事故によりケガをしたとき、次の保険金をお支払いします。

傷害死亡保険金(※) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで亡くなったときは保険金額の全額をお支払いします。

傷害後遺障害保険金(※) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じたときは、その程度に応じて保険金額の4~100%をお支払いします。

傷害入院保険金 事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(180日)内のそのケガの治療による入院日数1日につき、傷害入院保険金日額を180日を限度としてお支払いします。(免責期間0日)

傷害手術保険金 ケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(180日)内に約款所定の手術を受けたときにお支払いします。

傷害通院保険金 事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(180日)内のそのケガの治療による通院(往診・オンライン診療を含みます)日数1日につき、傷害通院保険金日額を90日を限度としてお支払いします。(免責期間0日)

※傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

保険料引去日 2025年5月27日(火)に口座振替されます(一時払)

保険期間(ご契約期間) 2025年4月1日午後4時から1年間

保険金額(ご契約金額)・保険料

[記載の保険料は被保険者(本人)数が1,000名以上5,000名未満(団体割引20%適用)にて計算しております。]

補償内容 / 募集の型	Aコース	Bコース	Cコース
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	30万円	50万円	100万円
ゴルフアー賠償責任保険金額(免責金額0円)	3,000万円	3,000万円	3,000万円
ゴルフ用品保険金額	10万円	15万円	20万円
傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	200万円	400万円
傷害入院保険金日額	3,000円	3,000円	6,000円
傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	2,000円	2,000円	4,000円
一時払保険料	4,430円	6,690円	12,520円

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金
のご説明を読み込み、ご確認ください。ご確認ください場合は取扱代理店または引受保険
会社までご請求ください。

重要事項の
ご説明



GN22D010181

お支払いする
保険金および
費用保険金のご説明



GN19D010069



株式会社 UCS

保険金をお支払いできない主な場合

※ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等のゴルフ類似のスポーツはこの保険の対象とはなりません。

■ホールインワン・アルバトロス費用補償

- ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇を含む)が自分で経営または業務に従事するゴルフ場で達成したホールインワン・アルバトロス
- 海外で達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合 など

■賠償責任補償

- 故意、地震、噴火、津波、戦争
- 他人からの借用、または預かり品に対する賠償責任
- 同居の親族に対する賠償責任
- ゴルフカート以外の自動車(バイク含む)等の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど他人から借りたり預かった財物自体の損壊に起因する賠償責任 など

■傷害補償

- 故意、重大な過失、地震、噴火、津波、戦争による傷害
- 自殺、犯罪、闘争行為による傷害
- 脳疾患、疾病または心神喪失による傷害 など

■ゴルフ用品補償

- 故意、重大な過失火災、爆発、天災などに乗じてなされた盗難
- 自然の消耗または性質による変質等
- 置き忘れまたは紛失
- ゴルフボールのみの盗難 など

継続手続きについて

加入者

PPIHグループご退職者

※前年と同一内容で継続される方は、自動継続とさせていただきますので、手続きは不要です。
※変更(脱退も含む)がある場合は2025年2月28日(金)までに株式会社UCSまでお申し出ください。

この保険は株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスを保険契約者、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのグループ企業の退職者を加入者とし、加入者およびその家族(注)からお選びいただいた方を被保険者本人とする、ゴルフアー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。
(注)家族とは、加入者の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、または加入者と同居している親族をいいます。

ご注意

- このパンフレットは各保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 重複契約に関する注意事項
ホールインワン・アルバトロス費用補償、賠償責任補償、ゴルフ用品補償について、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険および子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

ご加入にあたってご注意いただきたいこと

- 「団体ゴルフアー保険」について、万一事故が起こった場合は事故の発生の日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- 被保険者が死亡したなどの場合は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- 各保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス)に交付されます。詳しくは取扱代理店までお問合わせください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目(年令・他の保険契約等の有無など)について正しくご記入ください。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項(年令・職種・他保険加入状況、保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

取扱代理店・お問合わせ先

株式会社UCS
保険リース営業部
〒492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
TEL:0587-24-8241 FAX:0587-24-8240

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
名古屋企業営業第二部 営業課
〒453-6116 愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート16階
TEL:050-3462-7428 FAX:052-563-9484